

山形県テニス協会公認大会規則

- 1 山形県内の公正競技環境の構築に資することを目的とする。
 - 2 山形県テニス協会後援・公認大会（行事）
 - ① JTA,TTA予選大会、県協会主催大会、行事
 - ② 市町村テニス協会主催大会、行事
 - ③ ②に加盟しているその他の団体が主催する大会、行事
 - ④ ②に加盟していない任意団体が主催する大会、行事
 - 3 申請期限前年の11月30日まで、申請及びJTA承認料の納付
 - ① 賞金大会、J2大会等は大会実施前年度JTAルールブックに記載されている額を納付すること
別途下記山形県テニス協会後援料を納付すること
 - 4 申請期限前年の11月30日まで、申請及び山形県テニス協会後援料の納付
 - ① 山形県テニス協会に加盟している団体(市町村協会、学連等) が主催する大会は申請のみ無料
 - ② 市町村テニス協会に加盟しているクラブ等が主催する大会は大会1日につき5,000円
 - ②に加盟していない任意団体が主催する大会は大会1日につき10,000円
 - 5 大会管理規則
 - ① JTA,JVT大会は3セットマッチで行うこと、事前に選手が各登録料3000円をJTAに納付していること
 - ② 山形県テニス協会公認ポイント大会（一般、ジュニア）は、大会申し込み締め切り日まで年間個人登録料
山形県テニス協会口座に送金していること
 - ③ 選手が所属している加盟クラブは所属している各市町村に団体登録料（各市町村規定額）を支払うこと
 - ④ 各加盟団体に登録していない選手が大会に参加する場合には大会参加を認めないか、または
参加料とは別に負担金を徴収して大会に参加させても良い
 - ⑤ 全国や東北大会の予選会についてはワンコイン制度金1人100円を徴収しJTAに直接送付すること
 - ⑥ 山形県テニス協会オンライン申し込みを行う場合は、別途協力金1人100円を山形県テニス協会に納付すること
 - ⑦ JTAジュニアポイント大会は、TP使用料16500円と別途1人200円を（⑤⑥以外）をJTAに県協会を通じて
送金すること
 - 6 山形県テニス協会後援・公認大会（行事）については、主催の利潤を求める行事大会については認めない
（公共性がある行事であり、特定のクラブや会員のみ参加行事については許可しない）
- 例 ・ ○○市で一般のポイント大会を開催する場合
山形県テニス協会後援料無料、大会終了後に参加数×100円を山形県テニス協会に協力金を納付
- ・ ○○市加盟登録団体の△△クラブが3日間の行事を行う場合
山形県テニス協会後援料15000円、ネットエントリーを活用する場合は大会終了後に参加数×100円
- ・ 全国○○テニス連盟が7日間大会を開催する場合
山形県テニス協会後援料70000円、ネットエントリーを活用する場合は大会終了後に参加数×100円
- 尚、協力金については事務経費以外はP&S、選手強化費等に使用させていただきます。